

平成29年度 事業計画

I. 経済・金融環境

1. 経済環境

昨年の我が国経済を振り返ると、4月に発生した熊本地震及び夏場の自然災害や天候不順の影響があったものの、雇用・所得環境の改善や年後半には海外経済の回復を背景に輸出の持ち直しや企業収益の改善などにより、景気は緩やかな回復基調が続いている。

一方、中小企業・小規模事業者にとっては、少子高齢化の進展や人口減少に伴う市場の縮小を背景に、個人消費の低迷、慢性的な人手不足や人件費の上昇、農水産物の価格高騰などが足かせとなり、依然として景気回復の実感が得られない厳しい状況が続いている。

平成29年度（以下、「平成」を省略）経済見通しについては、政府の経済対策の効果もあり、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれている。

経済の先行きのリスクとしては、中国をはじめとする新興国経済の減速、英国のEU離脱など欧州情勢の不安定化や米国トランプ新大統領の政策の行方など、海外を中心とした不透明感が指摘されている。

2. 金融環境

昨年の我が国の金融環境は、日本銀行のマイナス金利政策等、更なる金融緩和政策の下で市場金利が極めて低水準で推移した中、金融機関の金利競争の激化もあり、利鞘が一層縮小するなど、収益環境は極めて厳しい状況にあった。29年度においてもこの厳しい収益環境は続くものと予想される。

一方、地域金融機関には、顧客層のニーズを的確に捉えた商品やサービスの提供を行うことが求められている。

また、顧客の事業内容や成長可能性などを適切に評価したいわゆる事業性評価に基づく資金支援や営業支援等を通じて、地域・企業の生産性向上と円滑な新陳代謝を促進し、地域の活性化や地方創生に貢献していくことが期待されている。

II. 信用組合の経営環境

信用組合の業況を28年度仮決算で見ると、預金・貸出金とも概ね順調に増加し、預貸率も微増となっている。余裕資金の運用は、マイナス金利政策の影響もあり、有価証券運用が国債を中心に減少し、反面、預け金が大幅に増加した。

収益状況は、マイナス金利政策もあり、市場金利が極めて低水準で推移したことや、

金利競争の激化から利鞘が一層縮小し、業務純益、経常利益、当期利益の3利益すべてが減益となった。

29年度についても、金融緩和政策の継続により、市場金利が極めて低水準で推移し、利鞘の更なる縮小も見込まれるなど、収益環境は、引き続き、厳しい状況が続くことが予想される。信用組合は、利鞘を確保した貸出金の増強など収益力の強化が求められている。

Ⅲ. 信用組合の課題等

(1) 安定収益の確保

信用組合は、市場金利が極めて低水準で推移していることや、地銀等の金利競争等により、利鞘が一層縮小するなど厳しい収益環境が続いている。

安定収益の確保には、融資の掘り起こしやミドルリスク層への対応を含めた新規分野への融資の推進等による貸出金の増強、また、保証付融資のプロパー融資への切替等による一定水準の利鞘の確保が重要である。

更に、収益源の多様化を図る観点から、投資信託商品、保険商品等の販売手数料の確保についても検討する余地がある。

一方で、これらの業務を的確に遂行していくためには、渉外力を強化するとともに、リスク管理能力の向上が必要であり、喫緊の課題となっている。

(2) 質の高い金融仲介機能の発揮

地域金融機関である信用組合は、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、自身の金融仲介機能を客観的に自己評価し、顧客との対話を深め、事業性評価に基づく融資や営業支援を通じて、地域の活性化や地方創生に貢献していくことが期待されている。

具体的には、事業性評価のスキルアップを図り、主な取引先である小規模事業者等へのコンサルティング機能を充実して、創業・事業承継支援、経営改善支援等に引き続き積極的に取り組んで行く必要がある。

(3) 人材の育成

信用組合は、経営基盤の強化、収益力の向上、経営の健全性の保持など経営上の諸課題や多様化する顧客のニーズに的確に対応することが求められており、そのためには経営理念を理解し、意欲と情熱を持って積極的に行動できる人材やそれぞれの分野で専門性を有する人材の育成に取り組んで行く必要がある。

以上の認識のもとに、29年度に重点的に取り組むべき事項は、次のとおりである。

1. 経営基盤の充実・強化

信用組合が顧客（組合員）の信頼に基づくより強固な経営基盤を確立していくためには、信用組合の強みである地縁・人縁を活かした地域密着に徹し、円滑な資金の供給はもとより、顧客ニーズに応じた提案、情報提供、経営指導・相談業務等に取り組んでいくことが必要である。

（1）「信用組合の中・長期ビジョン」の実践

28年4月に策定した「信用組合の中・長期ビジョン」においては、新たな「相互扶助」すなわち、「資金の融通による相互扶助」、「知恵（創意工夫）による相互扶助」及び「ネットワーク化による相互扶助」を実践していくことを提唱している。

新たな相互扶助の実践には、信用組合としての意義を再認識し、自組合の理念や経営方針を役職員全員で共有するとともに、組合員にも周知し、経営への参画意識を醸成することが重要である。

また、信用組合の経営理念や特性を強みとして、環境変化に適応した施策を具体的に実行していくことも必要である。

本会としては、「信用組合の中・長期ビジョン」において示された「給付型奨学金制度」、「相続預金紹介制度」の構築、組合員への利益還元のための配当制度の検討、大規模災害発生時の協力支援体制の構築などの信用組合業界全体で取り組むべき諸施策を検討・実施していくこととする。

また、信用組合における「中・長期ビジョン実現に向けた具体的施策」の推進状況等をフォローアップするとともに、取り組み事例を還元していくこととする。

（2）信用組合業界の広報戦略の実施

信用組合が他の金融機関との差別化を図り、その役割や存在意義を組合員や地域の人々に理解されるためには、「信用組合の中・長期ビジョン」を実践し、その存在意義等を積極的に周知していくことなどにより、信用組合のブランド価値を高める戦略的な広報活動を展開する必要がある。

本会としては、ターゲットの明確化やブランドの共有化による一体感の形成などの基本戦略に基づき、広報活動を行うとともに、それぞれの地域における信用組合の活動を積極的に発信していくものとする。

また、新たに策定するブランドスローガンやコミュニケーションマークを周知・宣伝し、信用組合のブランド力と知名度の向上を図ることとする。

29年度は、新たな広報戦略の初年度として、新たに、「広報専門部会」を設置し、信用組合のブランドの理解と深化の方策を検討するとともに、広報戦略で示された施策の説明会の開催、信用組合の広報担当者の選任等のサポートを行う

こととする。

また、「相互扶助（助け合い）」をテーマとする「小さな助け合いの物語賞」の懸賞作文、テレビによるメディア広告を実施するとともに、イメージキャラクターの契約満了に伴う選任を行うこととする。

（3）産学連携の推進

産学連携については、信用組合の知名度向上や人材の確保に資するため、引き続き全国の23大学において「信用組合金融論」等の寄付講座を開設することとする。

また、大学との連携を取引先の営業面や技術的な課題の解決を支援するツールの一つとして位置づけ、信用組合と大学との連携を本会がサポートしていくこととする。

2. 経営力、組織力の強化

信用組合が、それぞれの地域・業域・職域の組合員から評価され、支持されていくためには、期待される役割と機能を十分に発揮していくことが重要であり、そのためには経営力、組織力を強化していく必要がある。

（1）収益力の強化

信用組合の収益環境は、日銀のマイナス金利政策もあり、市場金利が一層低下する一方で、金利競争の激化などから利鞘は縮小し、厳しい状況が続いている。

収益力を強化するためには、適正水準の利鞘を確保した貸出金の増強が不可欠である。

また、併せて、渉外活動での情報を活用した保険窓販等の推進による役務収益の確保やリスク管理に留意するとともに余裕資金の効率的な運用に努めることも重要である。

貸出金の増強には、既存取引先の掘り起こしのほか、いわゆるミドルリスク層への対応、医療介護や農業分野など新規分野等にも積極的に取り組む必要がある。

また、一定水準の利鞘を確保するためには、目利き力を発揮した上で、保証付融資のプロパー貸しへの切替え、総じて信用力の弱いミドルリスク層の取り込み等も必要である。

そのためには、経営陣が率先して渉外活動をフォローしていくとともに、取引先情報の的確な収集、ニーズに適切に対応したアドバイス等ができる渉外担当者の育成など渉外態勢の整備・強化が急務となっている。

本会としては、渉外力強化のための態勢整備の一助として、業務委員会で取りまとめた「渉外体制の手引き」（営業店編、本部編）等の活用の推進や斬新的な取組事例の提供等により支援していくこととする。

(2) 専門性を有する人材の育成等

信用組合が、経営上の諸課題や多様化するニーズに的確に対応していくためには、職員の育成プログラムを策定し、計画的、継続的、効率的にOJT、集合研修、自己啓発等を通じて、専門性を有する人材の育成に取り組んでいくことが重要である。

本会の29年度の研修においては、喫緊の課題である事業性評価に基づく融資の推進を図る観点から、「事業性評価に基づく融資推進講座（仮称）」ならびに取引先の経営課題の解決力、営業担当者の提案力を高めることを目的とした「課題解決型営業推進講座（仮称）」を新設するほか、役員、部長クラスを対象とした「ガバナンス・コンプライアンス講座」、「非常勤理事講座」、「非常勤監事講座」等を改編し開講することとする。

また、遠隔地の信用組合が参加しやすくするため、地区協会等と連携し、本会主催講座等の地方開催を実施することとする。

さらに、開所から42年を経過した全国信用組合研修所（熱海）の現状を踏まえ、今後のあり方等について検討を進めていくこととする。

(3) 業務支援の強化

本会では、業務委員会の下部組織である地域・業域・職域の各専門部会において、引き続き、信用組合の業務上の課題について検討を行い、解決に向けた支援に取り組んでいくこととする。

29年度は、地域専門部会において「信用組合における事業性評価の方法や活用」、職域専門部会において「融資推進の方策」等について検討を行い、業域専門部会においては、引き続き、「事務取扱要領の策定」に取り組むものとする。

なお、昨年度開設した「業務支援部ヘルプデスク」の活用促進を行い、信用組合の営業活動等の中で発生する問題解決の支援に取り組んでいくこととする。

(4) コンサルティング機能の充実・強化

中小企業・小規模事業者への経営改善等のコンサルティング業務は、信用組合の本来の役割として取り組むべき責務であり、外部機関との連携や専門家の活用を図りつつ、専門性ある人材の育成など態勢を整備していく必要がある。

また、信用組合が金融仲介機能の質をより一層高めていくためには、金融庁より公表された「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、まず自身の取組みを客観的に自己点検・自己評価を行い、自組合の特性に応じて、ふさわしい独自の指標を取入れながら、取引先等の目線を合わせて、真の事業性を評価した融資や経営改善に向けた支援を行っていくことが求められる。

本会としては、適切に事業性を評価できる人材の育成の支援や地域経済活性化支援機構（REVIC）などの外部専門機関の活用事例、良質な金融サービスの具体的な取組事例の提供等により、信用組合の実態に即したコンサルティング機能の充実・強化の取組みを支援する。

(5) しんくみアドバイザー制度の推進

27年10月より実施している「しんくみアドバイザー制度」は、信用組合の業務上の課題解決を支援することを目的に、優れたノウハウ・実績を有する信用組合の役職員や外部コンサルタントを「しんくみアドバイザー」として登録・公開し、希望する信用組合に派遣し、本会がそのコンサルティング費用を助成する制度であり、これまでに8組合が利用している。

29年度は、登録している「しんくみアドバイザー」を適宜見直すとともに、本制度の活用事例を信用組合に情報提供するなどにより利用の促進を図ることとする。

3. 健全経営の確保

信用組合は、我が国の金融システムの一翼を担うものとして、資産の健全化はもとより収益力の強化、自己資本の充実、内部管理態勢の強化等により、引き続き経営の健全性を確保し維持していく必要がある。

また、信用組合が組合員や地域社会の負託に応え信頼を得ていくためには、役職員一人ひとりが倫理意識の高揚を図り、ガバナンスを強化するとともに法令等遵守に徹していかなければならない。

(1) ガバナンスの強化

実効性のあるガバナンスを構築する上で、信用組合の経営方針、業務執行態勢や内部統制のあり方を決定する理事会はもとより、内部監査、外部監査、監事監査のそれぞれの機能発揮が重要である。

具体的には、総代会や総代の制度を組合員の意思がより反映できるようにするほか、理事会においては、理事相互や監事による牽制機能を強化するための制度を充実し、協同組織性を高めるために組合員や地域社会に対して情報開示を拡充し、充実していくことが重要である。

また、信用組合は、不祥事を未然に防止するための実効性のある内部管理態勢を構築する必要がある。

本会では、引き続き、ガバナンス関連情報の収集や情報提供や「信用組合業界のガバナンスに関する申し合せ」を改正し、そのフォローアップを行い、信用組合のガバナンス強化に向けた取組みを支援していくこととする。

(2) 法令等遵守態勢、利用者保護態勢等の整備・充実

法令等遵守態勢、「個人番号」を含む顧客保護等管理態勢等に関する関連法規の解説や情報提供等、信用組合の態勢（体制）整備を支援していくとともに、苦情・相談処理態勢の支援や金融ADR制度の拡充などにより、利用者の利便性向上に向けた支援を行っていくこととする。

(3) 適切なリスク管理の実施

信用組合は、マイナス金利政策等による市場環境の悪化、地域経済の低迷や過当な金利競争から、利鞘の縮小傾向が続いている。

こうした中、リスクの大宗を占める与信リスクについては、真の事業性評価に基づいた資金の提供に取り組む一方で、これに伴うリスクを適切に管理していく必要がある。

また、収益の確保を優先するあまり、余裕資金の運用で過剰なリスクをとらないよう市場リスク（金利リスク、流動性リスク等）についても、十分に留意する必要がある。

さらに近年のインターネット・バンキングの不正利用などの新たなサイバーリスクが高まりつつあり、セキュリティ対策が求められている。

経営陣は、これらのリスクを含めて、自組合の有するリスクの所在、量などを適宜適切に把握し、管理していくことが重要である。

本会では、全信組連と連携し、リスク管理手法等の説明会の実施や情報提供を行い、適切なリスク管理が行われるよう、種々のリスクを統合的に管理する態勢の強化に向けた信用組合の取組みを支援していくこととする。

(4) 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題である。

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融機関には、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められており、信用組合においても、自組合や全銀協から提供されるデータ等をもとに反社会的勢力との取引を排除していくことが重要である。

本会としても反社データの充実や情報提供など関係遮断に向けた取組みを支援していくこととする。

4. 諸規制、制度改正、中小企業政策等への対応

(1) 地方創生への対応

政府は、地方創生を国の重要な政策課題として、地域産業の競争力の強化や地域の活性化策、雇用対策など様々な施策を打ち出しており、地域とともに生きる信用組合は、自らの課題として取組んでいく必要がある。

本会では、政府主催の各種会議に支援団体として参加し、地方創生に向けた諸施策の普及促進に向け情報提供を行っていくとともに、信用組合の先進的な取組事例の紹介など、その取組みを支援していくこととする。

(2) 郵政民営化問題への対応

28年4月のゆうちょ銀行の預入限度額引上げ（1,000万円から1,300万円）に伴う預金シフトの影響を定量面、定性面からモニタリングを行い注視していくこととする。

また、ゆうちょ銀行の預入限度額の再引上げや新規業務参入等の動きに対しては、他の金融団体と連携・協調して対応を行っていくこととする。

(3) 税制改正等に関する要望活動

信用組合が本来の使命である地域の中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金提供等を果たしていくためには、協同組織金融機関の特性や役割を踏まえた税制上の軽減措置や優遇措置等の特例制度は必要不可欠である。

29年度においても信用組合に適用されている軽減税率や特例制度の存続、税率の引下げ等を要望していくこととする。

また、信用組合に係る規制緩和要望についても調査・分析を行い、要望活動を実施していくものとする。

(4) 関連法規の改正・制度改正等への対応

「休眠預金活用法」や「改正マイナンバー法」の成立・公布に伴い、30年以降、休眠預金の預金保険機構への移管や顧客同意による預金口座へのマイナンバー付番が開始されることとなる。

本会としては、円滑な施行に向けて、システムの整備や事務取扱要領の提供のほか、実特法（CRS自動交換制度）等にかかる説明会を適時に開催すること等により、信用組合の取組みを支援していくこととする。

(5) 東日本大震災・熊本地震等の被災信用組合等への支援

23年3月の東日本大震災、28年4月の熊本地震の発生以降、信用組合業界を挙げて被災地の風評被害や事業者の再生支援、二重債務問題への対応など、被災信用組合の取組みを支援してきた。

今後も引き続き、被災地域の信用組合や地区協会等の関係機関とも連携しながら、被災地域の復興への取組みを支援していくこととする。

また、政府からの「金融上の措置の要請」や財政上の支援措置の周知徹底を行い、利用の促進を図ることとする。

5. 総合力の発揮

信用組合が取り組むべき課題は山積しており、それらを克服していくためには、個々の信用組合の自主的かつ積極的な取組みとともに、他の信用組合との連携・協調によるネットワーク化を推進し、業界全体として総合力を発揮できるよう、制度

や体制の整備に努めることとする。

(1) 信用組合業界のネットワークの活用

信用組合相互、地区協会及び中央団体等との迅速な情報交換を図るために、信用組合業界のグループウェアとして28年4月より「しんくみクラウド」を構築した。

本会では、今後、運用体制を整備し、利用する信用組合の利便性の向上を図るとともに、信用組合相互間の情報交換のツールとなるよう信用組合業界のネットワークとしての活用の促進を図っていくこととする。

(2) しんくみネットの推進

「しんくみネット」は、組合員の相互交流を通じて、取引先事業者に従来の販路に加えて新たに組合員向けの販売チャネルを提供し、利用者には信用組合の取引先事業者を紹介することを主な目的とし、28年4月、サイトをオープン化するなど全面リニューアルを行った。

29年度は、サイトの利便性、魅力度をさらに高める機能拡充などにより閲覧者の増加に取り組むとともに、各信用組合の協力を得て、取引先の利用意欲を高め、参加事業者の拡大を図るなど、一層の活用の促進を図っていくこととする。

(3) ビジネス交流事業の支援

29年度は、前年度に引き続き、全国の信用組合の取引先の販路拡大、新商品開発、販売促進等に資するため、本会、全信組連、都信協の3団体が主催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」を開催することとする。

また、信用組合や地区協会が、取引先の販路拡大等の一助としてビジネス交流事業を実施する際に、本会のビジネスマッチング事業の費用の一部を助成する「信用組合協会等が主催するビジネスマッチングの支援制度」や「他団体が主催するビジネス交流会参加の支援制度」の活用を促進し、ビジネスマッチングの支援に積極的に取り組むものとする。

また、年金旅行等を実施する信用組合に、他の信用組合の取引先（組合員）であるホテル・旅館関係者を紹介する「信用組合年金旅行等ビジネス交流会」を東西2か所で開催することとする。

(4) 協同組合間連携の取組み

信用組合は、協同組合の一員として、信用組合の役割や存在価値、活動の実態等を積極的にアピールし、信用組合の存在をさらに多くの人々から理解してもらえるよう努力していくことが重要である。

本会では、「国際協同組合同年記念協同組合全国協議会」に引続き参加し、他協同組合と連携し、協同組合の発展に向けた取組みを継続していくこととする。

(5) 地区協会との連携強化と支援

地区協会の中には、会員信用組合が減少したことにより、事業の遂行に支障をきたすおそれがある協会があるなかで、研修事業やビジネスマッチング事業のように地区協会と連携して実施した方がより効果的な事業も増加している。

こうしたことから、各地区の信用組合および地区協会の自主的な取り組みを前提に、今後の金融環境、社会・経済環境の変化を踏まえて、本会と地区協会との連携を一層強化するとともに、本会の支援等のあり方についても、具体的に検討していくものとする。

(6) 信用組合の新卒職員採用の合同説明会の開催

地域の人口減少・少子高齢化の進展や信用組合の知名度不足から、新卒職員の採用に困難な状況が生じている信用組合もある。

こうしたことから、29年度においても引き続き、本会が地区協会と連携して新卒職員採用のための合同説明会を東京及び地区協会が希望する都市で開催し、信用組合の新卒職員採用を支援することとする。

6. その他

本会が信用組合業界の本部的な役割を果たしていく必要があり、そのためには、信用組合の現場の視点に立って、諸課題の解決を支援していくための施策を迅速に立案・実行していくこととする。

本会は、引き続き、組織・業務の見直しや人材の再配置を行うとともに、活力ある組織を目指し、人事制度の見直しを行うこととする。また、必要に応じ、業務の外部への委託や業務処理の見直し等により、コストの削減と省力化を図るものとする。

なお、本会の事業の実施に当たっては、全信組連、各地区協会、SKC等と役割分担するとともに、連携・協力を推進する。

IV. 事業項目

以上の課題等を踏まえ、平成29年度の主な事業項目は、次のとおりとする。

1. 経営基盤の充実・強化

(1) 「信用組合の中・長期ビジョン」の実践

- ①しんくみ奨学金制度の実施
- ②相続預金紹介制度の実施
- ③配当金制度の検討
- ④推進事例情報の還元

(2) 広報活動の充実・強化

- ①しんくみの日週間の実施
- ②マスメディアによる広告
- ③ポスター等の作成
- ④PR用冊子の作成
- ⑤本会ホームページのリニューアル
- ⑥しんくみの集いの実施
- ⑦第8回懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」（一般部門・青少年部門）の実施
- ⑧しんくみ記者懇談会の全信組連との共同開催
- ⑨機関誌「しんくみ」の発行

(3) 信用組合業界の広報戦略の実施

- ①広報戦略に関する説明会の開催
- ②クレドカード等の作成
- ③C Iデザインの制定
- ④ソーシャルメディアの活用

(4) 産学連携の推進

(5) 社会貢献表彰の実施

2. 経営力・組織力の強化

(1) 収益力の強化

(2) 人材の育成

- ①人材育成・職務能力向上のための集合研修、通信教育及び職務能力検定試験等の実施
- ②研修事業に関する地区協会等との連携強化・相互補完の推進
- ③研修会・説明会の地方開催
- ④「人材育成の手引き」の活用促進

(3) 業務推進の支援

①地域・業域・職域専門部会の開催

- ・事業性評価への対応の支援と説明会の開催
- ・業域（医師系）事務取扱要領（為替編、融資編）参考例の作成
- ・職域信用組合における「融資推進の方策等の検討」
- ・信用組合取引先の事業承継に関する支援策の構築

②業務支援部ヘルプデスクの活用促進

③業務関連説明会等の開催

- ・FATCA・CRS制度対応説明会
- ・休眠預金活用法説明会
- ・マイナンバー（預金口座付番）対応説明会
- ・セカンドライフサポートセミナー

④保険窓販等業務に関する支援

- ・保険窓販コンプライアンス研修会の開催
- ・保険窓販信用組合統一（推奨）商品の普及促進
- ・証券業務に係る各種研修会の開催等
- ・業務推進会議の開催

⑤メンタルヘルス支援メニューの提供

⑥BCP対応マニュアルの作成

(4) でんさいネットの推進

- ・でんさいネット活用事例情報の還元

(5) コンサルティング機能の充実・強化

- ①中小企業・小規模事業者政策に係る各種公的支援制度への対応
- ②外部機関、外部専門家との提携・連携への対応
- ③TKC全国会等外部機関との連携によるコンサルティング機能の支援

(6) しんくみアドバイザー制度の推進

3. 健全経営の確保

(1) ガバナンスの強化

(2) 法令等遵守態勢、利用者保護態勢等の整備・充実

(3) 適切なリスク管理の実施

(4) 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み

(5) ディスクロージャーの充実

(6) コンプライアンス・マニュアルの改訂

4. 諸規制、制度改正、中小企業政策等への対応

- (1) 法令、監督指針、金融検査マニュアル等の改正への対応
- (2) 地方創生への対応
- (3) 郵政民営化問題への対応
- (4) 税制改正、規制緩和等に関する要望活動の推進
- (5) マイナンバー制度（預金口座付番）への対応
- (6) FATCA・CRS制度への対応
- (7) サイバーセキュリティ対応
- (8) 改正犯罪収益移転防止法への対応
- (9) 休眠預金活用法への対応
- (10) 決済業務の高度化への対応
- (11) 東日本大震災・熊本地震被災等の被災信用組合等への支援

5. 総合力の発揮

- (1) 信用組合業界のネットワークの強化
 - ① しんくみクラウドの活用推進
 - ② しんくみ紹介ネットワークの構築
 - ・ 相続預金紹介制度の構築と説明会の開催
 - ・ 組合員紹介制度の構築
 - ・ 信用組合職員紹介制度の構築
- (2) しんくみネットの推進
 - ① しんくみネットの利用率向上に向けた取組み
 - ② しんくみネット活用促進会議の開催
- (3) ビジネス交流事業の支援
 - ① 年金旅行等ビジネス交流会の開催
 - ② 3団体主催「しんくみ食のビジネスマッチング展」の開催
 - ③ 信用組合協会等主催のビジネスマッチングの支援
 - ④ 他団体が開催するビジネスマッチング参加の支援
- (4) 協同組合間連携の取組み
- (5) 地区協会との連携強化と支援
- (6) 全信組連との連携の強化
- (7) 信用組合の新卒職員採用の合同説明会の開催
- (8) 地区相談所連絡会の開催

6. 諸会議の開催

- (1) しんくみ経営戦略会議の開催
- (2) 地区協会等との会議の開催
 - ① 信用組合協会長事務局責任者会議
 - ② 地区協会等協議会
 - ③ 地区協会等懇談会
- (3) 各種委員会等の開催

7. その他の事業

- (1) 第54回全国信用組合大会の開催
- (2) 大規模災害等時の協力・支援体制の整備
- (3) 各種相談業務への対応
- (4) しんくみ相談所による苦情等への対応
- (5) 環境問題への対応
- (6) しんくみ役職員保険制度の加入促進
- (7) 本会職員の短期実務研修制度（出向制度）の実施

以 上